## 桐生市食育ライブラリー管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、桐生市における食育の推進を目的として設置する桐生市食育ライブラリー(以下、「食育ライブラリー」という。)の管理運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 食育ライブラリーを次のとおり設置する。

名 称	住 所	備考
桐生市食育ライブラリー	桐生市末広町13番地の4	桐生市保健福祉会館内に設置

## (運営管理)

第3条 食育ライブラリーの管理責任者は桐生市子育て相談課長とし、子育て相談課職員 が管理運営を行う。

(機能)

- 第4条 食育ライブラリーは、次に掲げる機能を有する。
- (1) 食育関連情報の発信・提供
- (2) 食育媒体等の展示
- (3) 子どもすこやか部が実施する保健事業での教育媒体
- (4) 以下に掲げる食育教材の貸出し
- ア) ぐんまちゃんの食育紙芝居
- イ) 食育エプロン「なんでも食べる元気なまあちゃん」
- ウ) そのまんま料理カード(食事バランスガイド編)
- エ) その他書籍等設置されている物品
- (5) その他子育て相談課長が必要と認める機能

(利用可能日時)

第5条 食育ライブラリーの貸出しにかかわる申請、受け取り、返却等に関する窓口の利用 可能日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(国民の祝日、年 末年始(12月29日から1月3日)を除く)

2 前項の規定にかかわらず、子育て相談課長が必要と認めたときは、利用可能日時を変更することができる。

(利用の制限)

第6条 子育て相談課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限または中止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱す恐れがあると認めるとき
- (2) 設備、教材、資料等を損傷し、または滅失する恐れがあると認めるとき
- (3) この規程または子育て相談課長の指示に従わないとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、食育ライブラリーの管理運営上支障があると認めるとき

(貸出しの対象者)

第7条 次に掲げる利用者は、食育教材の貸出しを受けることができる。

- (1) 桐生市内の食育関連部署・機関
- (2) 桐生市内の学校教育法に規定される学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設又はこれらをその拠点として活動する団体(学童保育、育成会、子育てサークルなど)
- (3) ぐんま食育推進サポーターまたは食育推進リーダー
- (4) 営利を目的とせず桐生市内で食育推進活動を行う団体
- (5) 前号に掲げる者のほか、子育て相談課長が特に必要と認める者 (貸出しの申請)

第8条 食育ライブラリーの教材の貸出しを受けようとするときは、「貸与申請書(様式第 1号)」を子育て相談課長に提出しなければならない。

2 前項の貸出しを受けることができる期間は、10日以内とする。ただし、子育て相談課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(転貸禁止)

第9条 食育ライブラリーから貸出しを受けた教材は、転貸してはならない。

(使用報告)

第10条 食育ライブラリーから貸出しを受けた教材を返還するときは、「使用報告書(様式第2号)」を子育て相談課長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、子育て相談課長が別途定める。

## 附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則

平成24年4月17日改定 (貸出し機能の追加)

平成25年2月20日改定 (貸出し範囲・期間の変更)

令和 元年6月14日改定 (貸出し期間の変更、申請書.報告書内容変更)

令和 2年4月 1日改定 (貸出し管理者、申請書、報告書内容変更)

令和 3年1月 1日改定 (利用可能日時の変更)